

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 25 日

審査機関名 ビューローベリタスジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	工場におけるボイラー更新および照明設備更新による CO2 排出削減事業
排出削減事業者名	高島晒協業組合
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名：なし)
事業実施場所	高島晒協業組合工場 (住所：滋賀県高島市新旭町旭 1411 番地)
事業の概要	・既存のボイラーを高効率のボイラーに更新することでエネルギー使用量を削減し、CO2 排出量を削減する。 ・既存の照明設備を高効率照明設備に更新することで、照明の電力使用量を削減し、CO2 削減量を削減する。
排出削減量の計画	1. ボイラー更新 2012 年度：54 tCO2 (事業実施期間合計 54 tCO2) 2. 照明設備更新 【限界電源炭素排出係数使用】 2012 年度：10 tCO2/年 (事業実施期間合計 10 tCO2) 【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2012 年度：8 tCO2/年 (事業実施期間合計 8 tCO2)
国内クレジット認証期間	開始予定日 2012 年 12 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 「ボイラーの更新」 方法論番号 006 「照明設備の更新」

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：高島晒協業組合工場 (滋賀県高島市新旭町旭 1411 番地) 事業実施サイトの視察日付：2012年10月18日、2013年1月8日
追加性を有すること	1) 法的義務がないこと 排出削減事業実施者への質問により、当事業は法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量削減に寄与することを目的として実施されたことを確認した。 2) 設備が継続利用可能であること 当排出削減事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備を継続して利用できることを事業者への質問および更新前の設備の整備記録にて確認した。 3) 投資回収年数 当該排出削減事業は、方法論 001 と 006 の二つの事業からなり、投資回収年数は、入手した根拠資料、質問及び検算により全体で 5.2 年であることを確認した。投資回収年数の計算は、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 4) 追加性判断における定性要因 更新前に使用していた設備の燃料 (C 重油) 単価が上昇し、省エネを通じて燃料費と CO2 排出量を減らしたいという事業者の意向と本制度の活用が合致した。
自主行動計画に参加していない者により行われること	事業所視察の当日、審査に立ち会った関係者への質問により、当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認した。
排出削減方法論に基づいて	1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 と 006 の

<p>実施されること</p>	<p>2つの方法論に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</p> <p>適用条件 1 については、事業者への質問、更新前後の設備の仕様書等の資料、現地視察により、高効率ボイラーを導入することを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、既存設備の整備記録を通じて、継続使用できることを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、ボイラーで製造された蒸気が自家消費することを視察、全体レイアウト図、及び関係者への質問により確認した。</p> <p>【方法論番号 006 照明設備の更新】</p> <p>適用条件 1 については、更新前照明の定格消費電力は現物の写真にて、更新後の照明は仕様書にて、省電力の照明設備に更新することを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、視察時に更新前照明が使用されており、継続利用できることを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、活動量としてエネルギー使用量と比例関係にある点灯時間を採用している。点灯時間はエリア毎の稼働時間を元に定量的に把握できることを確認した。</p> <p>2) バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認した。</p>
-----------------------	--

4. 特記事項

なし

以上